

行田市告示第 3 4 7 号

行田農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項で準用する同法第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更案を次により縦覧に供する。

行田市の住民で当該農業振興地域整備計画の案に対して意見がある者は、縦覧期間内に市に意見書を提出することができる。

当該農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 8 年 9 月 1 8 日

行田市長 行 田 邦 子



1 農用地利用計画の変更案の縦覧期間

自 令和 8 年 9 月 1 9 日

至 令和 8 年 1 0 月 1 9 日

2 農用地利用計画の変更案の縦覧場所

行田市役所 環境経済部 農政課

（行田市本丸 2 番 2 0 号）